国立大学法人小樽商科大学目標計画委員会規程

(平成16年4月21日制定)

(設置)

第1条 国立大学法人法(平成15年法律第112号)に定める中期目標,中期計画及び年度計画に関する業務を遂行するため,国立大学法人小樽商科大学役員会(以下「役員会」という。)の下に,国立大学法人小樽商科大学目標計画委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(審議事項)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。
 - (1) 中期目標原案に関する事項
 - (2) 中期計画案に関する事項
 - (3) 年度計画に関する事項
 - (4) その他中期目標,中期計画及び年度計画に関し必要な事項 (組織)
- 第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) 理事(教育担当副学長)
 - (2) 副学長
 - (3) 事務局長
 - (4) 学長が指名する者 若干名
 - (5) 企画戦略課長

(任期)

- 第4条 前条第3号の委員の任期は、2年とする。
- 2 前項の委員に欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。 (委員長)
- 第5条 委員会に委員長を置き、第3条第2号の副学長をもって充てる。
- 2 委員長は、委員会を招集し議長となる。

(委員以外の者の出席)

- 第6条 委員会は、必要に応じ委員以外の者の出席を認め、意見を聴くことができる。 (情報の提供)
- 第7条 委員会は、中期目標原案、中期計画案及び年度計画に関する業務を遂行するに当たり、必要と認めるときは、部局、委員会、専門部会その他の学内組織から情報の提供を求めることができる。

(報告)

第8条 委員会は、中期目標原案、中期計画案及び年度計画の実施状況に関して、役員会に 報告するものとする。

(事務)

第9条 委員会の事務は、企画戦略課が行う。

(雑則)

- 第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。 附 則
- 1 この規程は、平成16年5月1日から施行する。
- 2 この規程施行後,第3条第2号に規定する最初の委員である者の任期は,第4条第1項の規定にかかわらず,平成16年5月1日から平成17年6月30日までとする。

附則

この規程は、平成17年7月1日から施行する。

附則

この規程は、平成19年4月11日から施行する。 附 則

この規程は、平成26年10月1日から施行する。